

■色彩基準

区域	種別	色相	明度	彩度	注記
市内全域 福岡駅東区域	外壁	R・YR・Y	-	4以下(※)	※ 無彩色、YR、Yの高明度低彩度色を推奨する。 ※ ただし、明度8以上の場合は、彩度は2以下とする。
		GY・G・BG・B・P B・P・RP		2以下	
	屋根・工作物	無彩色 または 低明度・低彩度を推奨			-
津屋崎千軒区域	外壁	YR・Y・N	7以下	3以下	自然素材(漆喰、板張、土壁、和瓦等)を用いる場合にはこの限りではない。
		GY・G・BG・B・P B・P・RP・R	認めない		
	屋根・工作物	無彩色 または 明度2.5～5.5以下 彩度0.5以下			
新原・奴山古墳 群眺望景観重点 区域1	外壁	R・YR・Y	- (※1)	3以下(※2)	※1 陸屋根の場合は明度4以下が好ましい。 ※2 無彩色、YR、Yの高明度低彩度色を推奨する。 ※2 ただし、明度8以上の場合は、彩度1以下とする。 ※2 従属色・アクセント色の彩度は、上記彩度基準の1段階上を上限とする。
		GY・G		1以下(※2)	
		BG・B・PB・P・RP		認めない	
	屋根・工作物	無彩色 または 明度3以下 彩度1以下			
新原・奴山古墳 群眺望景観重点 区域2	外壁	R・YR・Y	- (※1)	4以下(※2)	※1 陸屋根の場合は明度4以下が好ましい。 ※2 無彩色、YR、Yの高明度低彩度色を推奨する。 ※2 ただし、明度8以上の場合は、彩度1以下とする。 ※2 従属色・アクセント色の彩度は、上記彩度基準の2段階上を上限とする。
		GY・G・BG・B・P B・P・RP		1以下(※2)	
		無彩色 または 明度4以下 彩度1以下		-	
	屋根・工作物	無彩色 または 明度4以下 彩度1以下			

※ 都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や影響に応じて景観アドバイザーや景観審議会で審査し、支障がないと認められた場合に限り色彩基準を適用しないことができる。

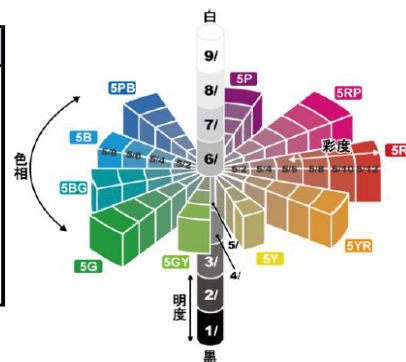
この計画では、日本工業規格(JIS)に定める色の表示方法である、「マンセル表色系」を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。

「マンセル表色系」とは、ひとつの色を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組みあわせによって表現したものです。

なお、N(無彩色)とは、彩度が0の、白と黒との混合で得られる色(白と黒自体も含む)の総称を指します。

▼色の3属性

①色相	②明度	③彩度
基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる



マンセル値の読み方

5 R 4 / 12 (5アール4の12と読む)

▲マンセル表色系のイメージ